

グループホーム あかしあの里 運 営 規 程

(指定認知対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するグループホームあかしあの里（以下「事業所」という。）が行う指定認知対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にあつて痴呆の状態にある者に対し、適正な指定認知対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム あかしあの里
- 二 所在地 群馬県前橋市日輪寺町350-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 各棟1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護従事者 24名（各棟8名：常勤21名、非常勤3名）
介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 各棟1名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(認知症対応型生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）

- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は以下の金額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護保険料（施設区分：Ⅱ）（地域区分：7級地 1単位は10.14円）

基本介護費

利用料金	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	794単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受け取るものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

一 食材料費 1,720円/日
(朝400円 昼600円 夜600円 副食120円)

二 理美容代 訪問理容にて実費

三 家賃 1,236円/日

四 水光熱費用 700円/日

五 オムツ代 尿取りパット代
大 80円/枚 中 70円/枚 小 60円/枚
紙おむつ・紙パンツ代 180円/枚

- 六 その他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は努めて健康に留意すること。
- 二 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、予めスタッフに申し出てから入浴することとする
- こと。
- 四 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 五 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 七 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

《その他運営に関する重要事項》

《感染症対策》

第11条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会に随 意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね6ヶ

月に 1 回開催する。

(3) その他関係通知の遵守、徹底

《虐待防止に関する事項》

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

《身体的拘束等の適正化に向けた取組み》

第 13 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

《業務継続計画の策定等》

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この規定は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。